三　平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に規則九―八第十七条第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事院の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四　平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則九―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、規則九―八―五七附則第五項の規定により号俸を決定された職員であって、規則九―八―五七附則第五項に規定する採用日から規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則九―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成十九年十一月一日（規則九―八―五七附則第五項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となる職員及び規則九―八第四十三条の規定により号俸を決定された職員で人事院の定めるもの

五　平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該俸給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に休職等期間がある職員を除く。）

イ　平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ　平成二十年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

六　前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員

5

第二項の平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一　平成二十一年一月一日において規則九―八―六八による改正前の規則九―八第三十七条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、規則九―八―六八附則第八条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第七項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事院の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事院が定めるものを除く。）

二　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ　規則九―八―五七附則第五項の規定により号俸を決定された職員であって、規則九―八―五七附則第五項に規定する採用日から規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日以後に新たに職員となった者にあっては、平成二十年十一月一日（規則九―八―五七附則第五項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となるもの

ロ　初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

三　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に規則九―八第十七条第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事院の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則九―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、規則九―八―五七附則第五項の規定により号俸を決定された職員であって、規則九―八―五七附則第五項に規定する採用日から規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則九―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成二十年十一月一日（規則九―八―五七附則第五項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となる職員及び規則九―八第四十三条の規定により号俸を決定された職員で人事院の定めるもの

五　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該俸給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十一年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間に休職等期間がある職員を除く。）

イ　平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

六　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該俸給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十一年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ　平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第一号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ　平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

七　前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員

第二条　平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事院の定める職員については、人事院の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

（この規則により難い場合の措置）

第三条　特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。